

神奈川県立金井高等学校長 殿
次のとおり、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

【1】申請者について

保護者1	フリガナ		高校生等との関係	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
	氏名			
	住所	〒 神奈川県		日中連絡が取れる電話番号

保護者2	フリガナ		高校生等との関係	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
	氏名			

【2】申請区分

通常給付	☐ ①生活保護受給世帯（生業扶助の高等学校等就学費を7月1日時点で受給している）
	☐ ②住民税非課税世帯
	☐ ③令和8年度県民税・市民税所得割額合計100円～105,499円の世帯
	☐ ④令和8年度県民税・市民税所得割額合計105,500円～182,499円の世帯
家計急変	☐ 家計急変により保護者等の収入が減少した世帯

生活保護受給世帯であるにもかかわらず、②の世帯区分で申請した場合、奨学給付金を返還していただきます。

【3】高校生等の状況

フリガナ			生年月日	☐ 平成 ☒ 西暦	年 月 日				
氏名									
在学する学校	学校の名称	神奈川県立金井高等学校			課程	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制	在学年	年	
	在学期間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日							
過去の高等学校等における在学期間	学校名	在学期間	課程	在学中に給付金を受給した回数					
		～		☐ なし	☐ 1回	☐ 2回	☐ 3回	☐ 4回	☐ 不明
	学校名	在学期間	課程	在学中に給付金を受給した回数					
		～		☐ なし	☐ 1回	☐ 2回	☐ 3回	☐ 4回	☐ 不明

【4】国籍・在留資格

☐ ① 日本国籍
☐ ② 特別永住者
☐ ③ 永住者
☐ ④ 日本人の配偶者等
☐ ⑤ 永住者の配偶者等
☐ ⑥ 定住者のうち将来永住する意思がある
☐ ⑦ 家族滞在のうち、日本国の小学校、中学校を卒業した者であって、高校等卒業後に日本で就労して定着する意思がある
☐ ⑧ 上記以外（令和8年度新入生で在留資格「留学」除く）

(④～⑧の方のみ記入)
在留期間満了日 年 月 日

⑥、⑦において意思がない場合は、⑧になります。
⑧に該当する場合で、令和8年度新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【5】振込先口座

振込先口座	金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード				支店名等		本店・支店・ 本所・支所・ 出張所	支店コード		
	預金種目	普通・当座・貯蓄	口座番号							口座名義人（申請者）			

【県使用欄】

保護者 1 所得割額		保護者 2 所得割額		所得割合算額（★）	
支給決定額		学校充当額		申請者入金額	
全日・定時	★=0円⇒143,700円	通信	★=0円⇒50,500円	生活保護	
	0<★<105,500円⇒47,900円		0<★<105,500円⇒16,830円	32,300円	
	105,500円≦★<182,500円⇒35,930円		105,500円≦★<182,500円⇒12,630円		

【6】申請書とともに提出する書類。
○生業扶助を受けていることがわかる書類もしくは課税状況がわかる書類について

所得状況	提出書類	備考
☐ 生活保護世帯	生活保護受給証明書	福祉事務所が7月1日以降に発行した生活保護受給証明書
☐ 生活保護世帯以外	次の者の（非）課税証明書等	
	☐ ①親権者（両親）2名	生徒が未成年（18歳未満）で、親権者が2人存在する場合 ※単身赴任の場合も2名分必要
	☐ ②親権者1名	離婚、死別等により親権者が1名の場合 親権者は2名いるが、DVや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、一方の親権者分を提出できない場合 等
	☐ ③未成年後見人	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 ※複数名選任されている場合は全員分
	☐ ④主たる生計維持者2名	生徒が在学中に成人した場合で、成人直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
	☐ ⑤主たる生計維持者1名	生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
	☐ ⑥生徒本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

次の理由により、上表の書類を提出しません。
☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため

○国籍・在留資格等が確認できる書類について

国籍/在留資格	提出書類	備考
☐ 日本国籍	住民票の写し（原本）	
☐ 特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し（原本）	のいずれか ・特別永住者証明書をコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格等の記載があるもの
☐ 永住者 ☐ 日本人の配偶者 ☐ 永住者の配偶者 ☐ 定住者 ☐ 留学（新入生除く）	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本）	のいずれか ・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ※永住者については、住民票の写しに在留期間の記載は不要です。 ※定住者は、将来永住する意思がある者が対象です。
☐ 家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） 及び、以下のいずれか一つ 日本の小学校及び中学校の 卒業証書の写し 卒業証明書の原本	のいずれか ・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ※小学校、中学校とは、特別支援学校（小・中）又は義務教育学校の 前後期及び中等教育学校の前期課程も含みます。 ※高校等卒業後、日本で就労して在留する意思がある者が対象です。

次の事項に同意する場合は、□にチェックを付けてください。
☐ 高校生等就学支援金等の申請で提出した課税証明書や在留カードの写し等を使用して高校生等奨学給付金の支給審査をすることに同意します。

【7】誓約・委任

次のことを確認し、誓約（委任）します。 申請者氏名 _____

・申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。

・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

・この申請の対象となる高校生等は、7月1日時点※、児童福祉法による児童入所施設措置費等（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。※家計急変申請は事由発生日の属する翌月の初日

・（非課税世帯のみ）7月1日時点で生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））を受けていません。

・（申請者が主たる生計維持者の場合のみ）私と高校生等本人は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあります。

・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。

（注）神奈川県立学校以外の学校では、上記の下線部を次のように変更して使用。

【学校使用欄】

学校受付印

次のことについて確認しました。

☒ 全日制
☐ 定時制
☐ 通信制

課程に在学します。

☒ 就学支援金
☐ 学び直し支援金

の受給資格を有する（補助要件を満たす）者です。

納付金等について、（☐ 未済なし / ☐ 未済あり（ 円）

学校の名称

神奈川県立金井高等学校

学校長の氏名

笠原 昭彦

学校の電話番号

045-852-4721

職印

全員提出

通帳等のコピー貼付台紙

生徒氏名 _____ 年 _____ 組 _____

振込先口座を確認するため、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人がわかる部分の通帳のコピーを貼付してください。（通帳の表紙裏に記載されていることが多いです）

通帳レス口座の場合は口座情報がわかる画面についてコピーして添付してください。

銀行カードとキャッシュカードが一体型タイプのカードについては、申請時に口座名義人をカタカナで正しく記入してください。

通帳等コピー のり付け

※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人がわかる部分をコピーしてください。
（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです）

留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。

記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
（筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。）

【1】申請者についての欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

保護者2の欄は、保護者1の欄に記入した者以外に保護者等がいる場合は記入してください。

【3】高校生等の状況の欄は、次によって記入してください。

ア 「対象となる高校生等」とは、下記ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、7月2日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください（入学時期によっては支給できない場合があります。）。

イ 現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ウ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校であって、国家資格者要請施設の指定を受けているものをいいます。

エ 「課程」の欄は、該当する学校の課程にチェックしてください。

なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【5】振込先口座の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者名義の口座としてください。やむを得ず申請者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

【6】申請書とともに提出する書類についての欄は、次によって記入してください。

ア 所得状況のいずれかの□にチェックし、生活保護世帯以外の場合は、①～⑥のうち、該当する1つにチェックしてください。

イ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、⑤又は⑥もしくは「親権者が存在しない場合」に該当します。

【7】誓約・委任欄は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

添付書類

<非課税世帯・課税世帯>

- ア 保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書等）
- イ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）
- ウ 国籍・在留資格等が確認できる書類（住民票の写し等）

<生活保護受給世帯>

- ア 7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書（生活保護受給証明書等）
- イ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）
- ウ 国籍・在留資格等が確認できる書類（住民票の写し等）